

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	二〇四
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二〇四
告示	二〇五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二〇五
○公有水面埋立てについて竣工を認可した件	二〇五
福島県人事委員会	二〇五
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	二〇五
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	二〇五
福島海区漁業調整委員会	二〇六
○福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程	二〇六
○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程	二〇六
福島県内水面漁場管理委員会	二〇六
○福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程	二〇六
○漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程	二〇六

規 則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成十八年福島県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する立地適正化計画

第十五条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「六平方メートル」を「八平方メートル」に改める。

様式第一号備考1、様式第二号備考、様式第三号備考、様式第四号備考、様式第五号備考1、様式第六号備考1及び様式第七号備考1中「日本」を「森林」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則のそれぞれの規定に基づき提出されている届出書等は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の相当の規定に基づき提出された届出書等とみなす。

（商業まちづくり課）

告 示

福島県告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町赤留字滝ノ沢三五五八の一、三五五八の二
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。
 令和二年二月二十五日

一 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名
 福島県知事 内堀 雅雄

- 名称 福島県
 - 事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号
 - 代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄
 - 二 竣功認可の年月日 令和二年二月十日
 - 三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり(第二工区)
 - 四 免許の年月日及び番号 平成三十年八月二十七日福島県指令河第五百九十五号
 - 五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村 浪江町
- (「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び浪江町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

福島県人事委員会

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第四号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六

十三年福島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(総務審査課)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和二年二月二十五日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

別表第一中 「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社」

を「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(総務審査課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 新 妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会運営規程(昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三条第二項の規定による」を「第十二条第二項に規定する」に改める。

第六条第一項中「審議のうえ」を「審議の上」に改める。

第七条中「うけた」を「受けた」に改める。

第九条第二項中「第百一条第三項」を「第百四十五条第三項」に改める。

第十二条第一項第一号中「第六十七条第一項」を「第二百二十条第一項」に改める。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十五日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第一条の二第二項及び第一条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（第三十六條第三項）を「第六十九條並びに第八十六條第四項、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（第八十八條第四項）に、並びに第三十八條第三項」を「、第百十六條第二項及び第三項並びに第百七十七條第十四項で準用する同条第六項」に改める。

第二条中「第十条」を「第六十九條」に、「第十三條」を「第十二條」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条中「第一条の三第一項」を「第七条第一項」に、「第十条」を「第六十九條」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第九条から第十一条まで」を「第八条から第十条まで」に、「第十三條」を「第十二條」に、「第十条」を「第六十九條」に改め、同条を第十四条とする。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三条第二項の規定による」を「第十二条第二項に規定する」に改める。

第六条第一項中「審議のうえ」を「審議の上」に改める。

第七条中「うけた」を「受けた」に改める。

第九条第二項中「第百一条第三項」を「第百四十五条第三項」に改める。

附 則

この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十五日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 佐川 泉

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

漁業法に基づく意見の聴取に関する手続規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「第一条の二第二項及び第一条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第一条中「第十条、第三十四条第四項、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項、第二項及び第十三項（第三十六條第三項）を「第六十九條並びに第八十六條第四項、第八十九條第一項、第九十二條第一項及び第二項並びに第九十三條第一項（第八十八條第四項）に、並びに第三十八條第三項並びに第百二十八條第二項」を「第百六十九條第二項並びに第百七十七條第十四項で準用する同条第六項」に改める。

第二条中「第十条」を「第六十九條」に、「第十三條」を「第十二條」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第十四条中「第一条の三第一項」を「第七条第一項」に、「第十条」を「第六十九條」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第九条から第十一条まで」を「第八条から第十条まで」に、「第十三條」を「第十二條」に、「第十条」を「第六十九條」に改め、同条を第十四条とする。

附 則
この規程は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第一条の政令で定める日から施行する。